

麗澤大学オープンアクセス方針実施要領

2026年6月1日

この要領は、「麗澤大学オープンアクセス方針」（以下「本方針」という。）の実施に必要な事項を説明するものです。

（趣旨）

1 麗澤大学は、本学において生み出された研究成果を広く学内外を問わず積極的に公開することにより、研究成果の透明性を確保するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(1) 「オープンアクセスとは」

「オープンアクセス」とは、学術論文等に誰もがインターネットを介して無償でアクセスし、利用できることを言います。

(2) 「本方針の趣旨」

この方針は、本学の教員による自発的な研究成果発信を促すため、本学が大学組織全体として学内外へ意思表示を行うものであり、麗澤大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）を通じてオープンアクセスを実現します。

(3) 「オープンアクセスのメリット」

研究成果のオープンアクセス化は、著者にとっても以下のようなメリットがあります。

- ・インターネット上で全世界の人々に無料で読んでもらうことができます。
- ・論文が引用される可能性が高まります。
- ・研究成果を社会に還元することができます。
- ・自分の研究成果をいつでも確認することができます。

（研究成果の公開）

2 本学は、本学に在籍する教員等（以下「教員」という。）が、出版社、学協会及本学が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、麗澤大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって原則として公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(1)「教員等の範囲」

本方針の対象となる「教員」とは、本学と雇用関係にある者、又は府省共通研究開発システム（e-Rad）に登録がある者です。

(2)「研究成果の範囲」

本方針の対象となる「研究成果」は、出版社、学協会及び本学が発行する出版物に掲載された、学術雑誌論文及び紀要論文等のことをいいます。

なお、本方針の対象となっていない本学構成員（大学院博士課程学生等）の学位論文（博士論文）についても、リポジトリへの登録をするものとします。

（適用の例外）

3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(1)「教員からの申出」

研究成果を非公開とする判断は、教員が行います。

(2)「公開が不適切である場合」

リポジトリによる公開が不適切である場合には、次のようなケースが考えられます。

（著作権上の問題）

- ・ 出版社の許諾が得られない場合
- ・ 共著者の許諾が得られない場合

（研究遂行上、本方針と不都合が生じる場合）

- ・ 共同研究における先方との合意内容が研究成果の公開と相反していた場合
- ・ 受託研究等における資金提供元のルールが研究成果の公開と相反していた場合

（プライバシー及び研究不正）

- ・ 研究成果が個人研究やプライバシーに関する内容を含み、インターネット上での公開が不適切である場合

- ・捏造、改ざん、盗用、剽窃等、研究活動における不正行為があった場合

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

「適用の不遡及」

(1)本方針は、策定日（2026年6月1日）以降に出版された研究成果に適用されます。但し、それ以前に既にリポジトリにおいて公開されている研究成果について、妨げるものではありません。

(リポジトリへの登録)

5 教員は、研究成果について、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。

「リポジトリへの登録」

(1)リポジトリへの登録に際しては、所定の手続きにより申請を行うこととします。但し、著作権等にかかる事項の事前確認等については、著者にて行うものとします。

「広く国内外に提供」

(2)リポジトリに登録された研究成果については、国際的な識別子である DOI(Digital Object Identifier)を付与し、広く国内外に提供を図るものとします。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議のうえ定める。

(1)本方針及び本要領の実施にあたり、定めのない事項については、必要に応じて関係者間で協議のうえ、決定します。